

平成17年3月30日

神奈川県知事 松 沢 成 文 様

神奈川県情報公開運営審議会
会 長 磯 部 力

県民との情報共有化を一層推進するための情報の公開、提供等
の充実について（答申）

平成16年10月12日付け情公第14号をもって意見を求められた標記
のことについて、別紙のとおり答申します。

「県民との情報共有化を一層推進するための情報の公開、提供等の充実について」

— 答 申 —

平成17年3月
神奈川県情報公開運営審議会

答 申 に あ た っ て

神奈川県情報公開運営審議会では、平成16年10月12日、知事から「県民との情報共有化を一層推進するための情報の公開、提供等の充実について」の諮問を受け、情報の公開、提供等を充実していく上で、改善すべき事項について審議してきました。

神奈川県では、昭和57年10月に、都道府県レベルでは全国に先駆けて情報公開制度を発足させ、これまで20年余りが経過しました。この間、情報公開制度は多くの県民の支持を得て、今では、定着した制度となっています。

また、情報公開制度の利用の広がりとともに、行政の説明責任を求め、県政への参加を求める県民の声はますます大きくなっています。

このような県民の声に応え、「行政の透明性」を高め、「開かれた県政」を更に推進していくためには、県民との情報の共有化が何よりも不可欠のものといえます。

当審議会では、この県民との情報共有化を一層推進するために、情報の公開、提供等を充実していく上で、改善すべき事項について審議を重ね、審議会の総意として、ここに答申する運びとなりました。県におかれては、本答申を踏まえ、さらに県民の意見に耳を傾けて、情報の公開、提供等の一層の充実に取り組まれるよう希望する次第です。

最後になりましたが、この答申に当たり、熱心にご審議いただいた委員各位に敬意を表し、厚くお礼申し上げます。

平成17年3月30日

神奈川県情報公開運営審議会
会 長 磯 部 力

目 次

はじめに	1
1 改善策検討に当たっての視点について	1
(1) 公開範囲の拡大	1
(2) 情報提供の充実	2
(3) 情報内容の充実	2
2 公開範囲の拡大について	2
(1) 条例第5条第3号（審議・検討・協議情報）	2
(2) 条例第5条第4号（事務・事業情報）	4
(3) 非公開事由の厳格な解釈運用	5
3 情報提供の充実について	6
(1) 情報提供のあり方	6
(2) 情報提供を充実するための仕組み	6
(3) 情報提供の対象とすべき情報	7
(4) 審議会等の会議の公開	8
4 情報内容の充実について	8
(1) 文書の作成・管理	8
(2) 分かりやすい情報	9
5 今後更に検討すべき課題について	9
おわりに	10
資料	11

はじめに

- 県民との情報共有化を一層推進するために、情報の公開、提供等を充実していく上で、改善すべき事項について、昨年10月に知事より諮問を受け、当審議会では約半年間にわたって審議をし、改善すべき事項について、次のような検討を行いました。
 - ① 神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）に基づく情報公開については、条例の解釈運用の中で改善すべき事項と、条例改正を含め更に議論すべき事項とに分けて、公開範囲の拡大について検討しました。
 - ② 情報提供（注）の充実については、改善の基本的な考え方を検討しました。
 - ③ ①又は②により、公開又は提供される情報内容の充実については、改善の基本的な考え方を検討しました。
- （注） ここでいう「情報提供」には、次の「狭義の情報提供」と「情報公表」を含みます。
 - ・ 狭義の情報提供…特別の手續を要することなく、県が任意に情報を提供すること。
 - ・ 情報公表…県が法令、条例、要綱等に基づいて義務的に情報を提供すること。
- 情報公開や情報提供のあり方については、社会の変化や進展に対応する行政の取組みに合わせて、前例や現状にとらわれることなく、常に見直しを行い、その改善に努める必要があります。また、全ての職員が、制度発足時の情報公開に向けた意気込みと熱意を、今一度想起して、見直しに取り組むことが重要であると考えます。
- 当審議会では、これまでの審議により、改善すべき事項の整理と、県における検討が望まれる事項を取りまとめました。今後、県において、情報公開や情報提供のあり方について、広範で活発な議論が行われることを期待します。

1 改善策検討に当たっての視点について

(1) 公開範囲の拡大

情報公開制度の運用実績が積み重ねられ、公開・非公開の判断に当たっては、実施機関において、前例に基づいて処理されることが多く、そのために、やや

硬直化した傾向が見受けられるようです。その結果、神奈川県情報公開審査会において、不服申立人の主張を認める答申が比較的多く出される（答申全体の55%。平成15年度実績）ことになるのではないかと思います。

県民意識や社会情勢が大きく変化している中で、条例に規定する非公開事由の運用についても、原則公開の精神に立って、改めて見直しを行う必要があるのではないかと考えます。

(2) 情報提供の充実

平成16年8月に実施した県民ニーズ調査の結果にも見られるように、多くの県民が県からの分かりやすい形での情報提供を求めています。

こうした要望に応え、県民との情報の共有化を推進するためには、公開請求を待って公開するのではなく、正確で、分かりやすい情報を迅速かつ容易に県民が入手できるようにしていく必要があります。

(3) 情報内容の充実

公開請求により、情報が公開され、また、請求を待つことなく、情報提供が行われても、その内容が、県民の求めるものではなくては、県民との情報の共有化は不十分です。

県民との情報共有化を実現するためには、県民の立場に立って、県民が知りたいと思う情報は何かという視点から、情報公開・情報提供を行う必要があります。

2 公開範囲の拡大について

実施機関において非公開とされる事例の中で、非公開事由として掲げられることが多い条例第5条第3号及び第4号について、次のとおり考え方を整理しました。これらについては、個人や法人などの県民に関する情報ではなく、基本的に県行政に関する情報ですので、県自身が判断し、公開範囲を拡大していく必要があります。

(1) 条例第5条第3号（審議・検討・協議情報）

ア 同号は、行政における内部的な審議、検討等に関する情報の中には、未成熟な情報が多く含まれており、これらの情報がそのまま公開されると率直な意見の交換が損なわれたり、県民の間に混乱を生じさせたりするおそれがあるため、これを防止する必要があることから非公開とされる情報を示したものです。

イ 同号では、非公開の要件として「公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」と規定されています。

この場合の「不当に」とは、神奈川県情報公開条例の解釈及び運用の基準（以下「解釈運用基準」という。）において、意思決定前の審議、検討等の段階における意思形成過程情報を公開する公益性を考慮しても、なお支障が重大で看過し得ない程度のもをいうとされ、不当かどうかの判断は、公開することによる利益と非公開とすることによる利益を客観的に比較衡量した上で、慎重に判断しなければならないとされています。

また、解釈運用基準において、審議、検討等の段階における意思形成過程情報は、県民の権利、利益に密接に関連し、関心の高い情報であるので、県が県政を県民に説明する責務を全うするように配慮することが望まれるとされています。

ウ 県行政の透明性を高めていく上では、同号の規定を形式的に運用するのではなく、意思形成過程情報を県民に公開することの公益性を客観的に評価し、公開することによる利益と非公開とすることによる利益とをよく比較衡量することが必要です。このように情報公開の意義を実質的に検討することによって、県の持っている情報を更に公開することができるのではないかと考えます。

なお、条例の解釈運用に当たっては、条例第2条で、行政文書の公開義務の範囲は、原則公開の精神に立って解釈し、運用するものとされていること

に十分留意しなければなりません。

エ このような解釈運用を徹底することによって、例えば、次のような視点から、現在非公開となっている情報の全部又は一部を公開することができないか検討する必要があると考えます。

(ア) 公開することにより、県民に対して誤解を与えるおそれがある場合は、未成熟な情報であり、将来変更される可能性があることなどを示した上で公開すべきではないか。

(イ) 非公開とされている意思形成過程情報について、少なくとも、事実に関する部分（客観的な事実、経過、調査データなど）は公開すべきではないか。

(ウ) 形式的に意思形成過程であっても、実質的に審議、検討等が終了している場合は公開すべきではないか。

(2) 条例第5条第4号（事務・事業情報）

ア 同号は、事務又は事業の性質に着目し、当該事務又は事業の適正な遂行を確保する観点から非公開情報を定めたものです。同号に該当する情報を公開すれば、特定の者に利益を与え、又は県民全体の利益を確保しようとする行政の目的を損なうなど、結局は、県民全体の利益に重大な損失をもたらすと考えられるため、これを防止しようとするのが同号の趣旨です。

イ 同号では、非公開の要件として「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」と規定されています。

この場合の「適正」とは、解釈運用基準において、公開のもたらす支障だけでなく、公開による利益も考慮して判断しようとする趣旨であるとされ、「支障」の程度についても、名目的なものでは足りず、実質的なものであることが必要であり、「おそれ」についても、抽象的な可能性では足りず、蓋然性が必要であるとされています。

ウ 県行政の透明性を更に高め、開かれた県政を確立していくためには、同号の規定を形式的に運用するのではなく、公開による利益を客観的に評価する

とともに、支障を及ぼすおそのれ程度についても十分に見極める必要があります。このように情報公開の意義を実質的に検討することによって、県の持っている情報を更に公開することができるのではないかと考えます。

なお、条例の解釈運用に当たっては、行政文書の公開義務の範囲は、原則公開の精神に立って解釈し、運用するものとされていることは、先に述べたとおりであり、十分に留意する必要があります。

エ このような解釈運用を徹底することによって、例えば、次のような視点から、現在非公開となっている情報の全部又は一部を公開することができないか検討する必要があると考えます。

(ア) 公開することによる具体的な支障が確実に予想される場合以外は、公開すべきではないか。

(イ) また、具体的な支障が確実に予想される場合であっても、その支障の程度が重大でない場合には、公開することによる利益を重視して、公開すべきではないか。

(ウ) 現に事務・事業が終了している場合や、一定の結果が得られている場合は、公開すべきではないか。

(3) 非公開事由の厳格な解釈運用

ア (1)及び(2)の非公開事由の運用に当たっては、県が県民に対して「非公開とする利益が公開する利益を上回ることを説明できる場合」に限って、非公開とすることができるものと考えます。県が保有している情報は、県民の情報でもあるわけですから、このことを県は常に意識して非公開事由の解釈運用を行うことが求められています。

イ 以上の観点から、どのような情報を県が更に公開することができるかについては、原則公開の精神に立って、県自らが広範な検討を行うべきであり、そのための早急な取組みが行われることを強く期待します。

なお、この検討により、公開が可能となる情報については、条例に基づく公開請求を待って、公開するだけでなく、情報提供を行うことによって、進

んで県としての説明責任を果たしていくことが望まれます。

ウ また、実施機関が公開・非公開の決定を行うに当たっては、現在、実施機関と情報公開課との間で事前協議が行われていますが、更に厳格な非公開事由の解釈運用を期すべく、事前協議の方法を次の視点から見直すべきと考えます。

(ア) 事前協議の対象からは、前例があるものが除かれていますが、前例の中には現在の状況からみて再検討を要するものもあることから、全部公開とされるものを除いて、全て事前協議の対象とすべきではないか。

(イ) 事前協議が整わなかった事例については、非公開事由の解釈運用がまさに問題となったものであることから、協議不調にとどめることなく、県としての考え方を整理する仕組みを設けるべきではないか。

3 情報提供の充実について

情報提供の充実については、基本的な考え方を次に示しましたので、これに基づき、今後、県において具体的な取組みが行われることを望みます。

(1) 情報提供のあり方

ア 条例に基づく情報公開と情報提供とは、県が説明責任を果たしていく上で、いわば車の両輪として位置づけられるものです。

イ 県民参加により県の施策を決定し、実施していくためには、県からの積極的な情報発信と、県民意見の行政への反映という広報広聴が一体となった取組みが必要であることは言うまでもありません。

ウ また、情報公開制度は、請求がなければ公開されないという制度的な限界がありますので、情報提供を中心に説明責任を果たしていくことが一層望まれます。

(2) 情報提供を充実するための仕組み

ア 県民ニーズ調査（平成16年8月実施）によると、現在の県の情報提供について、満足していないと回答した者の理由として、どこでどのような情報

が提供されているか分からないという理由が約6割を占めています。

そこで、県としては、現在、県が情報提供を行っている情報を整理した上で、情報提供を義務づける情報や、情報提供に努める情報などに区分し、県民に分かりやすく示す必要があると考えます。

イ また、情報の提供方法、時期等を定めた要綱等を制定することや、県民ニーズをしっかりと受け止めて、県の情報提供のあり方に反映していくための仕組みについて検討することが必要と考えます。

ウ このような検討と併せて、県民に県政をもっと良く理解してもらうためには、県における情報提供のあり方について、県内部で幅広い観点から十分に検討できる仕組みを考える必要があると思います。

(3) 情報提供の対象とすべき情報

ア これまで条例に基づく公開請求において、複数回公開請求があり公開した情報や、定例的に県に報告があるものの中で公開決定された情報などについては、情報提供を行っていくべきと考えます。

検討すべきと考えられる例を、次に示します。

(ア) 定期又は複数回の公開請求を受け、公開した情報

- ・ 店舗・事業所等の名称・所在地・経営者等

(イ) 定例的に県に報告があり、公開請求時に公開決定（一部公開を含む。）した情報

- ・ 民法又は特別法上の公益法人の決算書類等

(ウ) 写しの交付の規定がないため、公開請求により写しの交付を行っている情報

- ・ 法令等に関連の定めのある申請書、報告書等

イ 2の(3)でも述べましたが、県の持っている「審議・検討・協議情報」や、「事務・事業情報」などについても、公開が可能と判断されたものについては、県として進んで説明責任を果たすために、公開請求を待つことなく、情報提供を行っていくことが適当と考えます。

(4) 審議会等の会議の公開

県における審議会、懇話会などの会議の公開についても、上記の情報提供の充実についての考え方を反映すべきと考えます。県における会議は、県政に関する重要な課題について論議がされることが多く、その会議の公開は、県民に対する説明責任を果たすこととなります。今一度、会議公開の原則に立って、会議を非公開とする事由の厳格な運用を図るべきです。

4 情報内容の充実について

情報内容の充実については、基本的な考え方を次に示しましたので、これに基づき、今後、県において具体的な取組みが行われることを望みます。

(1) 文書の作成・管理

ア 文書の作成・管理については、説明責任を果たすために行うものであるという基本理念をより明確にする必要があります。

条例に基づく公開請求権の対象である文書等についての管理は、条例事項となるのではないかとの考え方もあり、文書の作成・管理については、現状の改善すべき点を十分に検討し、更に将来的な課題として条例で定めることも視野に入れて検討する必要があります。

イ 現在、口頭で処理している情報のうち、文書化する必要のあるものがないか、県民の利益、行政の効率性などの観点から検討する必要があります。例えば、県民からの苦情・相談等で、口頭で処理していたものの文書化などが考えられます。

ウ 県が保有していない情報であっても、新たに作成又は取得して情報提供を行う必要のあるものがないか、県民の利益、行政の効率性、作成又は取得の可能性などの観点から、検討する必要があります。

エ 任意協議会等の組織が廃止される場合は、当該組織の文書を当該組織に最も関係が深い組織に移管するなどの方法により、一定期間文書を保管することを検討する必要があります。

(2) 分かりやすい情報

ア 情報提供を行うに当たっては、県民に分かりやすい情報とするように努めるべきであり、そのためには、平易な表現とするとともに、多くの県民にとって、必要十分な量の情報提供を行うのと併せて、更に詳しい情報を求める県民のためにより詳細な情報へアクセスできるようにしておくことが重要です。

イ また、県政の考え方を県民にもっと良く理解してもらうためには、ホームページなどの媒体特性を生かした効果的な情報提供の方法についても検討すべきです。

5 今後更に検討すべき課題について

条例に基づく公開請求における非公開事由については、2において検討しましたが、その他に、実施機関で非公開となる場合の非公開事由として多いものに、「個人情報」（条例第5条第1号）と「法人情報」（同条第2号）があります。

これらについては、2で検討した、基本的に県行政に関する情報とは異なり、県民である個人、法人に関する情報であることから、公開範囲の拡大による影響が大きいため、より慎重な検討が必要と考えます。

(1) 条例第5条第1号（個人情報）

ア 非公開事由としての「個人情報」については、条例では、個人が識別できる情報となっていますが、これをプライバシー情報に限ることにして、公開範囲を広げるべきとの考えがあります。

イ しかし、プライバシーの範囲を定めがたいことから、条例は個人識別情報を個人情報とした経緯があることや、そもそも、プライバシーの範囲を定めることができるのかについても疑問があります。

ウ 現行の条例の解釈運用で、どこまでプライバシー情報に限定することができるのか、また、条例を改正することで、その限定が可能なのかなどについて、更に議論が必要と思います。

(2) 条例第5条第2号（法人情報）

ア 非公開事由としての「法人情報」については、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものが、非公開とされています。

イ この非公開とされる法人情報のうち、法人が提供する商品やサービスに関する客観的な事実や、法人本来の活動については、公開すべきではないかという考えや、法人が法令に違反している事実は、法人の正当な利益を害するものでないので、より一層公開すべきではないかという考えがあります。

ウ このような考えによる公開範囲の拡大が、条例の解釈運用で、どこまで可能なのかについては、更に詳細な議論が必要と考えています。

おわりに

県民から見た「開かれた県政」というのは、当然のことながら、知事が所管する部局だけではなく、教育委員会等の他の実施機関を含めた神奈川県全体の透明度の向上を意味するものだと考えます。

この答申に基づき知事が所管する部局においては、具体的な改善が速やかに行われることを望むとともに、他の実施機関においても見直しが行われ、神奈川県全体の情報の公開、提供等が更に充実することを期待します。

第11期神奈川県情報公開運営審議会 審議経過

審議会・部会の別	開催日	審議内容
第72回 情報公開運営審議会	平成16年 10月12日	・ (諮問を受け) 情報公開改善方針の 課題・論点の整理について
部会	11月5日	・ 情報公開改善方針素案の検討について
第73回 情報公開運営審議会	11月22日	・ 情報公開改善方針素案のとりまとめ について
部会	12月24日	・ 情報公開改善方針案の中間とりまとめ について
部会	平成17年 2月8日	・ 情報公開改善方針に係る答申(案) の検討について
第74回 情報公開運営審議会	3月22日	・ 情報公開改善方針に係る答申のとり まとめについて

第 11 期神奈川県情報公開運営審議会委員名簿

(委員任期：平成 15 年 4 月 1 日～平成 17 年 3 月 31 日) (50 音順)

氏 名	現 職	備 考
秋 山 薫	神奈川県立高等学校 PTA 連合会会長	任期：平成 16 年 9 月 1 日 ～
磯 部 力	立教大学法学部教授	会長 (検討部会員)
岩 澤 直 捷	神奈川県中小企業団体中央会専務理事	
大 胡 文 夫	神奈川新聞社取締役兼編集局長	副会長 (検討部会員)
大 澤 洋一郎	神奈川県自然保護協会理事	
川 島 志 保	横浜弁護士会弁護士	(検討部会員)
川 瀬 豊 子	神奈川県社会福祉協議会経営者部会委員	
北 村 喜 宣	上智大学法学部教授	(検討部会員)
栗 山 覚	神奈川県医師会副会長	任期：平成 15 年 6 月 26 日 ～
小 西 正 典	日本労働組合総連合会神奈川県連合会事務局長	
早 坂 禧 子	桐蔭横浜大学法学部教授	(検討部会員)
藤 原 静 雄	筑波大学大学院大学ビジネス科学研究科教授	(検討部会員)
星 野 勝 司	座間市長	
松 岡 文 子	かながわ女性会議副代表	
山 口 昇 士	箱根町長	
若 林 冴 子	神奈川県消費者団体連絡会幹事	

知事からの諮問文

情 公 第 1 4 号

平成 16 年 10 月 12 日

神奈川県情報公開運営審議会

会 長 磯 部 力 様

神奈川県知事 松 沢 成 文

県民との情報共有化を一層推進するための情報の公開、提供等の
充実について（諮問）

情報公開制度を導入して以来 20 年余りが経過し、この間、多くの県民に利用されてまいりました。情報公開制度の利用の広がりに合わせて、「開かれた県政」に対する県民の期待はより強いものとなっております。

このような県民の期待に応えるとともに、県民との情報の共有化を一層推進するために、情報の公開、提供等の充実に向けた方策を幅広い視点から検討することが求められております。

そのため、情報の公開、提供等に関し改善すべき事項について、貴審議会のご意見を賜りたく、神奈川県情報公開条例第 26 条第 2 項の規定に基づき諮問します。

諮問事項

県民との情報共有化を一層推進するための情報の公開、提供等の充実について

- (1) 情報の公開、提供等に関し改善すべき事項